

財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等の監査を次のとおり執行したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

令和2年3月2日

斑鳩町監査委員 佐伯知輝

斑鳩町監査委員 中川靖広

第1 監査の概要

1. 監査の対象団体及び財政援助額

社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）の平成27年度から平成30年度までの決算及び令和元年9月30日までの財政援助に係る出納その他の事務の執行、並びに住民生活部福祉子ども課の財政援助に係る事務の執行について、監査を実施した。

財政援助（補助金）額等の年度推移

（単位：円）

	補助金額	精算後の確定額	戻入金額
平成27年度交付金額	49,868,000	49,257,649	610,351
平成28年度交付金額	50,641,000	49,447,036	1,193,964
平成29年度交付金額	51,000,000	50,993,619	6,381
平成30年度交付金額	45,000,000	45,000,000	0
平成31年度交付予定額	40,000,000	—	—

※斑鳩町から交付された補助金は年度末に精算。余剰金があれば斑鳩町へ戻入されている。

2. 監査の実施日

令和元年11月18日

3. 実施した監査手続

社会福祉協議会に対する補助金に係る出納その他の事務の執行について、同団体から提出された関係資料及び提示のあった帳票及びその他証憑書類に基づいて、帳簿突合、質問等の通常の監査手続及び必要と認めたとその他の監査手続を実施した。

また、住民生活部福祉子ども課の補助金の支出にかかる事務の執行について、同課から提示のあった関係書類等に基づいて、質問及び必要と認めたとその他の監査手続を実施した。

なお、監査の実施日の前に、4日間の予備調査を実施した。

第2 監査の結果

1. 概要

社会福祉協議会は、斑鳩町における社会福祉事業などの健全な発達や、社会福祉活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、昭和48年10月に設立され、昭和49年3月に社会福祉法人化した。

以後、複雑多様な生活課題が増えてゆく中で、誰もが地域で安心して暮らし続けるために、地域住民や地域の様々な団体や機関がつながって町づくりを進め、「みんなで考え、みんなで目指す豊かなまちづくり」の基本目標の実現に向け、様々な事業を実施している。

単独事業の主なものは、善意銀行の運営、地域福祉活動推進事業として小地域福祉活動の組織化支援と活動の促進・車椅子貸与事業・録音CD貸出し事業・人材バンクの運営・ふれあい交流事業・ボランティアの育成と活動の促進・高齢者社会参加促進事業・高齢者等外出支援事業等、共同募金配分金事業として社協だよりの発行・いきいき体験教室・相談援助事業・緊急情報キット配布事業等、ボランティア基金事業がある。

また、受託事業の主なものは、日常生活自立支援事業、生活福祉資金貸付事業、リフト付き自動車移動支援事業、車椅子昇降用リフト付きマイクロバス管理運行事業（共同事業）、聴覚障がい者支援事業、生活支援コーディネーター配置事業、地域包括支援センター運営事業（平成27年度で廃止。平成28年度から斑鳩町直営）がある。

令和元年9月30日現在の役員は、地域のボランティア団体、社会福祉事業者、行政等から選任の理事10名、監事2名から構成されている。会長は理事会より、町長が選任されている。他に評議員として15名が選任されている。

事務局の常勤役職員は、常務理事1名、事務局長1名、総務係4名、地域福祉係3名の計9名である。

事務局の所在地は、斑鳩町小吉田1丁目12番35号斑鳩町総合福祉会館（生き生きプラザ斑鳩）内である。

なお、福祉活動を住民とともに進めることを目的に、平成17年度から会員制度を導入している。平成30年度末の会員数は、一般会員1,446口・賛助会員41口である。しかし、年々会員数が減少しており、会員の加入促進が課題である。

2. 監査の結果

社会福祉協議会に対する補助金にかかる出納その他の事務は、監査の実施した範囲において、適正に執行されているものと認められた。

しかし、日常の会計処理や現金管理などは経理規程に基づいて処理されて問題は無いが、事業報告書への記載誤りや廃棄済備品の財産目録からの削除漏れ等、事務局内部での確認不足と思われる小さなミスがあり、会計事務の強化が求められる。

また、当監査以外にも内部監査が四半期ごとに実施されており、外部監査が奈良県福祉部監査指導室により不定期で実施されている。

3. 住民生活部福祉子ども課に対する監査の結果

住民生活部福祉子ども課の補助金の支出にかかる事務は、適正に執行されているものと認められた。

4. 運営状況

(1) 平成27年度から平成30年度の運営状況と年度推移

社会福祉協議会では、下表のとおり、平成28年度より会計基準が改正され、地域包括支援センター運営事業の廃止等が行われた。事業区分が社会福祉事業のみとなり、常勤役職員も6名減となった。

会計基準改正に伴う新旧対照表

旧（～平成27年度）

会計単位:斑鳩町社会福祉協議会			
事業区分:社会福祉事業	拠点区分:法人運営事業	法人運営事業	
		退職積立事業	
		拠点区分:地域福祉事業	
	地域福祉活動推進事業		
	生活福祉資金貸付事業		
	リフト付乗用車移動支援事業		
	車椅子昇降用リフト付マイクロバス管理運行事業		
	共同募金配分金事業		
	善意銀行預託金払出事業		
	ボランティア基金事業		
	聴覚障がい者支援事業		
	事業区分:公益事業	拠点区分:在宅介護支援事業	地域包括支援センター運営事業

新（平成28年度～）

会計単位:斑鳩町社会福祉協議会		
事業区分:社会福祉事業	拠点区分:法人運営事業	法人運営事業
		退職積立事業
		善意銀行運営事業
	拠点区分:地域福祉事業	地域福祉活動推進事業
		生活福祉資金貸付事業
		リフト付乗用車移動支援事業
		車椅子昇降用リフト付マイクロバス管理運行事業
		共同募金配分金事業
		ボランティア基金事業
		聴覚障がい者支援事業
		生活支援コーディネーター配置事業

今回の目的は、社会福祉協議会に支出している補助金が、適正かつ効率的に使われているかを監査することである。しかし、補助金が特定の事業に使われているのではなく、会費や受託金等の運営費の不足を補填するものであることから、監査の対象範囲は財務会計全般である。

公益事業に対しては、町からの補助金支出はないが、町からの受託金が収入の半分以上を占めており、全て人件費に充てられている。また、公益事業は平成 27 年度末で廃止され、その後の年度推移比較できないため、社会福祉事業に重点を置いて監査を実施した。

最初に資料 1 は、平成 27 年度から平成 30 年度の社会福祉協議会の全体（会計区分：斑鳩町社会福祉協議会）の資金収支の比較である。

ただし、前述のとおり平成 27 年度末で公益事業（在宅介護支援事業・地域包括支援センター運営事業）が廃止され、平成 28 年度以降は社会福祉事業のみとなり、単純比較できないので注意が必要である。

よって、平成 27 年度の決算と平成 28 年度以降と比較すると、I 収入の町受託金の減少、介護保険事業収入の減少及びII 支出の人件費の減少等は事業廃止によるものである。

平成 28 年度からの会計基準改正より、I 収入の寄付金収入には、善意銀行の預託金を計上している。

平成 29 年度と平成 30 年度の I 収入のその他の収入とは、職員各 1 名の退職による退職手当積立基金預け金差益の発生である。その他活動による収入とは、退職手当積立基金預け金取崩し収入の発生である。

II 支出の事業費支出は、平成 29 年度以降、被災地支援ボランティア事業を実施しなかったために減少している。

4 年間の収支差額は、平成 27 年度△339,936 円、平成 28 年度 1,095,474 円、平成 29 年度 1,602,411 円、平成 30 年度△2,354,567 円である。赤字決算と黒字決算の年度があり、単年度で見るとばらつきがあるように見えるが、4 年間の合計では 3,382 円の黒字である。

年度末資金残高は、平成 27 年度 15,148,460 円、平成 28 年度 16,243,934 円、平成 29 年度 17,846,345 円、平成 30 年度 15,491,778 円であり、著しい変化は見られない。

なお、資料 1 の内訳として、資料 2 に社会福祉事業・法人運営事業、資料 3 に社会福祉事業・地域福祉事業をとりまとめている。

資料 4 は、平成 27 年度から平成 30 年度の決算時点での貸借対照表である。

前述のとおり、平成 27 年度まで公益事業が実施されており、資産も別途存在していたが、平成 28 年度以降は、公益事業の精算時に余剰金等が発生しなかったために記載していない。

平成 28 年度と平成 29 年度及び平成 30 年度の比較では、Ⅰ資産の部の事業未収金とⅡ負債の部の事業未払金が著しい増加である。これは、平成 29 年度末及び平成 30 年度末で職員各 1 名が退職し、翌年度の 4 月に退職金手当積立基金預け金取崩収入があり、その後退職金の支出による増加である。

また、Ⅰ資産の部の退職手当積立基金預け金、Ⅱ負債の部の退職給付引当金が、著しく減少している。これも前述のとおり、平成 29 年度末及び平成 30 年度末の職員各 1 名の退職による減少である。

次に**資料 5** は、平成 30 年度上半期と令和元年度上半期の社会福祉協議会全体の資金収支の比較である。

Ⅰ収入では、令和元年度上半期の町補助金 8,000,000 円と町受託金 2,532,500 円が増加している。これは、平成 30 年度は 10 月に請求していたが、令和元年度は 9 月に請求したことが理由である。

Ⅱ支出では、事業費支出 1,325,801 円が増加している。これは、令和元年度より、福祉子ども課からふれあい交流事業費の移管が主な理由である。

その他に著しい変化はなく、特筆すべき事項はない。

資料 6 は、平成 30 年度上半期と令和元年度上半期の社会福祉協議会全体の貸借対照表である。

Ⅰ資産の部で、事業未収金と未収補助金があるが、町からの 10 月入金予定分が大半である。

職員の退職により、Ⅰ資産の部では、退職手当積立基金預け金 8,433,060 円が減少。Ⅱ負債の部では、退職給付引当金 10,647,320 円が減少している。

負債・純資産の部合計金額においては、著しい変化はない。

第3 　むすび

監査の概要及び監査の結果は以上のとおりで、平成27年度から平成30年度及び令和元年度上半期において、特に留意すべき事項は発生していない。また、内部管理面についても概ね適正な執行が行われているものと認められ、重大なリスクにつながる点は見当たらないが、意見を付しておきたい。

1. 共同募金配分金事業について

前回の監査結果報告書では、社会福祉法人奈良県共同募金会へ、共同募金配分金事業の歳末たすけあい配分金事業にて、配分できなかった募金の残余を預け金とする処理に対して意見を述べた。今回の監査では、奈良県共同募金会と協議された結果、預け金を返金してもらうことになり、歳末募金を有効に活用できるようになったので評価できる。

しかし、歳末募金の募金は必要とされる児童や家庭等に対し、民生委員・児童委員を通じて配分されているが、社会福祉協議会事務局は、報告書の提出により配分されたと認識している。金銭の授受であることから、できれば受取人より、領収書を徴収することが望ましい。

2. 車椅子昇降用リフト付きマイクロバス管理運行事業について

車椅子昇降用リフト付きマイクロバス管理運行事業におけるマイクロバスの搭乗者保険は加入されているが、その搭乗者保険の内容は確実に把握し、申込み案内に搭乗者保険の内容を記載するとともに、利用される方々にも申込時に説明すべきである。